

吉野町デジタル変革条例

わたしたちのまち吉野町では、全国と比較して、加速度的に人口減少と少子高齢化が進行しており、労働力や地域活動の担い手の不足、経済規模の縮小などにより、生活、経済、地域コミュニティなど町全体に様々な影響を及ぼすことが懸念されています。このため、情報通信技術の活用により、新たな付加価値を創出し、人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させるための取組が、ますます重要となっています。

このような認識の下、吉野町においてデジタル化の推進を行い、新たな変革の波を起こすことにより、吉野町の個性を活かしながら、吉野町を活性化し、持続可能な地域社会を築くため、ここに、吉野町デジタル変革条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、吉野町におけるデジタル化の推進に関する基本理念を定め、町の責務及び町民の役割を明らかにするとともに、デジタル化の推進に関する基本原則を定めることにより、デジタル化の推進によって吉野町を活性化し、持続可能な地域社会への変革を行うことを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとします。

- (1) デジタル化の推進 法第2条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用に基づく施策の推進をいいます。
- (2) 町民 吉野町まちづくり基本条例（平成27年吉野町条例第1号）（以下「基本条例」という。）第2条第1項第1号に規定する町民をいいます。
- (3) 町 基本条例第2条第1項第2号に規定する町をいいます。
- (4) 外部デジタル人材 情報通信技術に関する専門的知識を有する人材（吉野町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年吉野町条例第3号）又は

吉野町技能労務職員の給与等に関する条例（昭和39年吉野町条例第41号）の適用を受ける職員を除く）や事業者をいいます。

(5) 関係人口 吉野町に愛着を持ち、多様な形で吉野町と積極的に関わる意思のある人をいいます。

(理念)

第3条 デジタル化の推進は、次に掲げる理念にのっとり推進されなければなりません。

(1) 町民一人ひとりがデジタル化の恩恵を享受することにより、日常生活等の課題を解決し、豊かに暮らすことのできる、誰一人取り残されない、あたたかい社会を目指すこと。

(2) デジタル化の推進は、運用上及び財政上の持続可能性を十分に勘案した上で行うこと。

(3) デジタル化の推進は、個人情報を保護し、また、個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性を確保した上で行うこと。

(4) デジタル化の推進は、それ自体を目的とするのではなく、常に町民の利便性の向上等を意識し、柔軟で継続的な改善に取り組むこと。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める理念にのっとり、デジタル化の推進を行い、持続可能な地域社会を築くための施策を総合的に推進する責務を有します。

(町民の役割)

第5条 町民は、デジタル化の推進に関する理解と関心を深めるとともに、町と協働、連携して、持続可能な社会の構築に努めなければなりません。

(基本原則)

第6条 町は、次に掲げる事項を基本原則として、デジタル技術を活用した持続可能な地域社会への変革を進めなければなりません。

(1) 町民の利便性の向上 町民生活等に関わる様々な分野について、地域の

特性と自主性を尊重した情報通信技術を最大限に活かし、課題解決に取り組みます。

(2) 行政の業務効率化 情報通信技術を最大限に活かし、業務の効率化や高度化を図ることにより、人的資源を確保し、行政サービスの更なる向上に繋がります。

(3) デジタル化に関する関係人口の創出 前各号の取組を達するため、関係人口の創出等を通じて、外部デジタル人材が吉野町で活躍できるよう取り組みます。

(全体方針の策定)

第7条 町長は、第4条に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための全体方針を策定しなければなりません。

2 町長は、前項の全体方針を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければなりません。

(推進体制)

第8条 町長は、デジタル化に関する施策について総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするため、全庁的・横断的な推進体制を整備しなければなりません。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。